

2 0 2 6 年 度

福山市東川口町一丁目地内

中央雨水滞水池開口部設置等設計業務委託

業
務
概
要

設計業務

改築実施設計業務(詳細設計) 一式

業務委託標準仕様書

第1章 総 則

1. 1 業務の目的

本委託業務（以下「業務」という。）は、本仕様書に基づいて、特記仕様書に示す委託対象施設の工事を実施するために必要な設計図、計算書、設計書等の作成を行うことを目的とする。

1. 2 一般仕様書の適用

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

1. 3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

1. 4 法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

1. 5 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するように努めなければならない。

1. 6 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1. 7 公益確保の責務

受注者は、業務を行うに当たっては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することのないように努めなければならない。

1. 8 許可申請

受注者は、工事に必要な許可申請（計画通知等）に関する事務に必要な図書作成を遅滞なく行わなければならない。

1. 9 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了に当たって、発注者の契約約款に定めるものの外、下記の書類を提出しなければならない。

- (イ) 業務工程表 (ロ) 管理技術者及び照査技術者選任通知書 (ハ) 業務委託完了通知書
- (ニ) 納品書 (ホ) 業務委託料請求書等

なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度承認を受けるものとする。

1. 10 管理技術者及び技術者

- (1) 受注者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
- (2) 管理技術者は、技術士法（昭和58年法律第25号）に規定する技術士（総合技術監理部門（上下水道一下水道）又は、上下水道部門（下水道））の資格、又は、RCCM（下水道）の資格を有するものとし、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。なお、主要な設計協議及び現地調査に出席しなければならない。
- (3) 受注者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

1. 11 工程管理

受注者は、工程に変更を生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

1. 12 成果品の審査及び納品

- (1) 受注者は、成果品完成後に発注者の審査を受けなければならない。

- (2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。
- (3) 業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、発注者の検査員の検査をもって、業務の完了とする。
- (4) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務のかしが発見された場合、受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

1. 1 3 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当たり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1. 1 4 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

1. 1 5 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない場合については、発注者、受注者協議の上、これを定める。

第2章 設計一般

2. 1 一般的事項

- (1) 業務の実施に当たって、受注者は発注者と密接な連絡を取り、その連絡事項をその都度記録し、打合せの際、相互に確認しなければならない。
- (2) 設計業務着手時及び設計業務の主要な区切りにおいて、受注者と発注者は打合せを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない

2. 2 設計基準等

設計に当たっては、発注者の指示する図書及び本仕様書第6章参考図書に基づき、設計を行う上でその基準となる事項について発注者と協議の上、定めるものとする。

2. 3 設計上の疑義

設計上疑義の生じた場合は、発注者と協議の上、これらの解決に当たらなければならない。

2. 4 設計の資料

設計の計算根拠、資料等は全て明確にし、整理して提出しなければならない。

2. 5 参考資料の貸与

発注者は、業務に必要な下水道事業計画図書、測量、土質調査資料等を所定の手続によって貸与する。

2. 6 参考文献等の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。

2. 7 現地調査

受注者は、現地を踏査し、発注者の下水道事業計画図書、測量、土質調査資料等に基づき、下記事項について、確認しておかなければならない。

(1) 地形、その他

用地境界、周囲の状況、地盤高、排水の状況、連絡道路、水道、ガス、電気の経路等

(2) 地質

地質調査資料と現地との関係

(3) 関連管きょの位置、形状、管底高

(4) 吐口の予定位置

(5) 放流先の状況

(6) その他設計に必要な事項

2. 8 実施設計(基本設計)並びに実施設計(詳細設計)及び増設実施設計(基本設計・詳細設計)

- (1) 業務の内容は実施設計（基本設計）と実施設計（詳細設計）及び増設実施設計（基本設計・詳細設計）に分ける。
- (2) 実施設計（基本設計）とは、実施設計（詳細設計）を行うに当たり、当該設計対象施設の処理方式、フローシート、基本的な配置、構造、形式、容量、機能、工事施工方法、維持管理方式、事業の総合的効果等の基本的事項の確認及び検討をいう。
- (3) 実施設計（詳細設計）とは、実施設計（基本設計）に基づいて、工事を実施するために必要な設計図、計算書等（以下「実施設計（詳細設計）図書等」という。）の作成業務をいう。
- (4) 増設実施設計（基本設計・詳細設計）
 - ①増設実施設計（基本設計）

増設実施設計（基本設計）とは、「(2)の実施設計（基本設計）」に基づいて実施する増設実施設計（詳細設計）に先立ち、対象施設の基本設計を見直さなければならない場合に行う基本設計図書の作成業務をいう。
 - ②増設実施設計（詳細設計）

増設実施設計（詳細設計）とは、「(2)の実施設計（基本設計）」又は「①の増設実施設計（基本設計）」に従い、既存施設に連続して建設するために必要な設計図書（設計図・計算書等）の作成業務をいう。

第3章 改築実施設計（基本設計・詳細設計）

3. 1 改築実施設計（基本設計）図書等の作成に関する作業

改築実施設計（基本設計）業務は、次の事項の検討又は確認及び基本設計図書の作成を行い、改築実施設計（基本設計）図書として、まとめなければならない。

(1) 改築実施設計（基本設計）を実施する上で検討又は確認する事項

改築実施設計（基本設計）業務において、次の事項を確認しなければならない。

(イ) 課題の確認

①法令等の確認

下水道法、都市計画法、水質汚濁防止法、大気汚染防止法、振動規制法、騒音規制法、悪臭防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、肥料取締法等

②上位計画等の確認

流域別下水道整備総合計画、特定水域高度処理基本計画、都道府県構想、再生水利用基本計画、下水汚泥処理総合計画、長寿命化計画、耐震化計画等

③既存施設の課題の確認、整理

計画諸元等の変更への対応、法令・規準等の改定への対応、社会的ニーズ・水準への対応、運転実績による施設の改善要求への対応等

④事業計画等の内容確認

(ロ) 仕様及び施工方法の検討

①資料収集及び現地調査

設計図書、完成図書、改築等の調査・診断報告書、維持管理記録、現地調査（既存構造物、既存機械・電気設備）等

②施設仕様の検討

法律に基づく規制への対応の検討（労働安全基準、消防法、建築基準法、公害防止条例等）、施設の容量計算、水理計算、負荷計算、既設設備の改善策の検討（浸水対策、腐食対策等）、省エネルギー、省資源、省力化に対応した機種検討、機器配置、配管・配線ルート等の配置計画の検討、搬出入計画の検討、耐荷重能力、耐震性等の構造計画の検討等、

その他の改築実施設計（基本設計）図書作成に必要な作業

③施工方法の検討

制約条件の整理、仮設計画の検討、代替施設計画の検討、段階的施工計画の検討等

(ハ)改築事業量の算定

①工種別（土木、建築、機械、電気）

②財源別（補助対象事業費、単独事業費）

③年度別事業計画

(2) 改築実施設計（基本設計）図書の作成に関する作業

改築事業計画の検討並びに土木、建築、機械及び電気の各部門との相互関係を明らかにする改築実施設計（基本設計）図書を作成すること。改築実施設計（基本設計）図書は次に示した内容とし、縮尺1/100～1/200を標準とする。

ただし、一般平面図、その他これによって不都合な場合は、発注者との協議による。

(イ)事業計画の検討

①処理場の概算改築事業費の算出

②処理場の改築事業計画の検討

(ロ)改築実施計画図

終末処理場実施設計の基本設計図に準じる。

(3) 改築実施設計（基本設計）図書（確認書、検討書および図面等）の作成に関する作業

改築実施設計（基本設計）図書（確認書、検討書および図面等）は「(1)改築実施設計（基本設計）を実施する上で検討又は確認する事項」で行った検討・確認事項及び「(2)改築実施設計（基本設計）図書の作成に関する作業」で作業した図面を下記の内容により構成し、まとめるものとする。

(イ)共通事項

①基本条件、制約事項等の確認書

②施設仕様の検討書

③施工方法の検討書（仮設計画・代替施設計画検討、旧施設との切替方式検討等）

④概算工事費算定書

⑤年度別事業実施計画書（段階的施工計画の検討）

⑥その他必要な検討書

(ロ)土木関係

①施設配置計画、水位関係検討、容量計算書、水理計算書

②基礎支持形式の比較検討書

③仮設計画検討書

(ハ)建築関係

①改築実施設計検討書

②特殊構造の検討書

③基礎支持形式の比較検討書

④仮設計画検討書

⑤建築設備計画検討書

(ニ)機械関係

①主要機器構成計画（基本フローを含む）

②設備容量計画

③水利用計画

④油類利用計画検討書

⑤主要機器搬出入計画（主要機器寸法を含む）

⑥主要機器重量表

(ホ)電気関係

①使用電力需要計画

②受変電及び負荷設備計画

③自家発電設備計画

④制御電源設備計画

⑤監視制御設備計画

⑥計装設備計画

⑦主要機器構成計画

⑧主要機器重量表

3. 2 改築実施設計（詳細設計）図書の作成に関する作業

改築実施設計（詳細設計）業務は、次の事項の確認及び詳細設計図書の作成を行い、改築実施設計（詳細設計）図書としてまとめなければならない。

(1) 改築実施設計（詳細設計）業務で確認する事項

改築実施設計（詳細設計）業務において、次の事項を確認しなければならない。

(イ)受注者は、改築実施設計（詳細設計）業務を進めるに当たり、設計対象施設に関する基本設計の内容について確認を行わなければならない。

(ロ)土木建築構造物の計算に先立ち、構造分類に基づいた設計条件、荷重条件、設備機器の重量表、主要形状寸法一覧表、主要設備機器の搬入経路及び各部寸法等の確認を行わなければならない。

(ハ)工事の施工に必要な代替施設、池・水路等の締切り・切廻し用構築物、排水用施設・設備、補強用構築物、搬出入用構築物等（以下、「仮設構築物等」という。）の要否の確認及びその設置・撤去方法、設計条件、荷重条件等の確認又は検討を行わなければならない。

(2) 改築実施設計（詳細設計）業務で行う計算書等の作成に関する事項

受注者は、発注者が提供した資料、又は受注者が調査した事項について、整理し、確認又は検討を行った後に次の作業を行う。

なお、確認された基本設計図書のうちで、改築実施設計（詳細設計）で利用できるものは、再使用を防げない。

(イ)土木関係

①構造計算書

②基礎計算書

③仮設計算書

④水理計算書

⑤容量計算書

⑥施工計画書（施工計画に伴う各種計算書含む）

(ロ)建築関係

①構造計算書

②基礎計算書

③設備設計計算書

④施工計画書（施工計画に伴う各種計算書含む）

(ハ)機械関係

①設備容量計算書

能力、台数、出力等

- ②機器リスト表
- ③特殊設備の安全性・安定性に対する検討書
- ④主要機器重量表
- ⑤機器搬出入計画書
- ⑥施工計画書（施工計画に伴う各種計算書含む）

(ニ)電気関係

- ①設備容量計算書
能力、台数、出力等
- ②運転操作概要書
- ③主要機器重量表
- ④機器搬出入計画書
- ⑤施工計画書（施工計画に伴う各種計算書含む）

(3) 詳細設計図の作成に関する作業

受注者は、改築施設及び仮設構築物等について次に示す詳細設計図を作成すること。

(イ)土木関係

- ①一般平面図
- ②水位関係図
- ③構造図
 - a) 平面図
 - b) 縦横断面図
 - c) 杭配置図
- ④詳細図
設備（機械、電気）との取合図及び箱抜き図
- ⑤配筋図（鉄筋加工図は数量計算書に記入）
- ⑥既設撤去図
- ⑦工事特記仕様書

(ロ)建築関係

- ①建築意匠図
案内図、配置図、求積図、仕上表、平面図、立面図、断面図、矩形図、詳細図、展開図、天井伏図、建具表、工事特記仕様書、箱抜図
- ②建築構造図
伏図、軸組図、断面リスト、ラーメン図、配筋詳細図
- ③建築機械設備図
系統図、平面図、断面及び必要部分の詳細図
- ④建築電気設備図
電灯、非常用照明、設備動力、電気時計、火災報知、電話、拡声、テレビ共聴等
 - a) 系統図
 - b) 各階配線平面図
- ⑤既設撤去図

(ハ)機械関係

- ①フローシート（全体及び施設又は設備ごと）
- ②全体配置平面図
- ③配置平面図（施設ごと）
- ④配置断面図（施設ごと）

- ⑤配管全体図
- ⑥水位関係図、箱抜き参考図書（土木に準ずる）
- ⑦既設撤去図
- ⑧工事特記仕様書

(ニ) 電気関係

- ①構内一般平面図
- ②単線結線図
- ③主要機器外形（参考寸法）図
- ④機能概略説明図（計装フローシート、監視制御システム系統図）
- ⑤主要配線、配管系統図
- ⑥配線、配管敷設図（ラック、ダクト、ピット）
- ⑦接地系統図
- ⑧機器配置図（⑥との共用を含む）
- ⑨既設撤去図
- ⑩工事特記仕様書

(4) 工事設計書の作成に関する作業

受注者は、発注者の示す様式、資料により次のものを作成すること。

- (イ) 数量計算書（材料）
- (ロ) 工期算定計算書
- (ハ) 見積依頼書
- (ニ) 工事設計書（金抜設計書）

第4章 照 査

4. 1 照査の目的

受注者は業務を施行する上で技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、設計図書に誤りがないよう努めなければならない。

4. 2 照査の体制

受注者は遺漏なき照査を実施するため、技術士法（昭和58年法律第25号）に規定する技術士（総合技術監理部門（上下水道一下水道）又は、上下水道部門（下水道））の資格、又は、RC CM（下水道）の資格を有する照査技術者を配置しなければならない。

4. 3 照査事項

受注者は設計全般にわたり正常時・異常時における処理機能の確保、施設の耐久性及び環境条件に対する適応性、柔軟性を基本として以下に示す事項について照査を実施しなければならない。

(1) 実施設計（基本設計）

- (イ) 基本条件の確認内容に関する照査
- (ロ) 検討の方法及びその内容に関する照査
- (ハ) 土木設計、建築設計（建築機械、建築電気を含む）、機械設計及び電気設計の相互間における整合性に関する照査

(2) 実施設計（詳細設計）

- (イ) 設計計画の妥当性（設計方針、設計条件等）の照査
- (ロ) 各種計算書の適切性に関する照査
- (ハ) 各種設計図の適切性に関する照査

(二)各種計算書と設計図の整合性に関する照査

第5章 提出図書

5. 1 提出図書

提出すべき成果品とその部数は次のとおりとする。なお、製本は全て白焼きとする。また、製本は全て表紙、背表紙とも、タイトルをつけ、直接印刷したものとする。なお、成果品の作成に当たっては、その編集方法についてあらかじめ発注者と協議すること。

5. 2 実施設計（詳細設計）提出図書

(1) 土木建築関係

(イ)	実施設計（詳細設計）図	A 3 判折たたみ製本	3 部
(ロ)	計算書（数量計算書を除く）	A 4 判又はA 3 判製本	3 部
(ハ)	工事特記仕様書（土木）	A 4 判製本	3 部
	工事特記仕様書（建築）	A 3 判折たたみ製本	3 部
(ニ)	工事設計書	A 4 判	原稿

(2) 機械関係

(イ)	実施設計（詳細設計）図	A 3 判折たたみ製本	3 部
(ロ)	計算書（数量計算書を除く）	A 4 判又はA 3 判製本	3 部
(ハ)	特記仕様書	A 4 判製本	3 部
(ニ)	工事設計書	A 4 判	原稿

(3) 電気関係

(イ)	実施設計（詳細設計）図	A 3 判折たたみ製本	3 部
(ロ)	計算書（数量計算書を除く）	A 4 判又はA 3 判製本	3 部
(ハ)	特記仕様書	A 4 判製本	3 部
(ニ)	工事設計書	A 4 判	原稿

(4) 議事録

A 4 判 3 部

(5) 電子成果品

一式

第6章 参考図書

6. 1 参考図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を 参考にして行うものとする。

- (1) 発注者の土木工事一般仕様書
- (2) 発注者の建築工事・建築設備工事一般仕様書
- (3) 発注者の機械設備工事一般仕様書
- (4) 発注者の電気設備工事一般仕様書
- (5) 日本工業規格（JIS）
- (6) 日本下水道協会規格（JSWAS）
- (7) 電気規格調査会標準規格（JEC）
- (8) 日本電気工業会標準規格（JEM）
- (9) 日本農業規格（JAS）
- (10) 日本電線工業会標準規格（JCS）
- (11) 内線規程（日本電気協会）
- (12) 下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）
- (13) 下水道維持管理指針（ 〃 ）
- (14) 小規模下水道施設マネジメント指針と解説（ 〃 ）

- (15) 下水道施設の耐震対策指針と解説 (〃)
- (16) 下水道施設耐震計算例－処理場・ポンプ場編－ (〃)
- (17) 水理公式集 (土木学会)
- (18) コンクリート標準示方書 (〃)
- (19) 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説 (日本建築学会)
- (20) 鉄骨鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説－許容応力度設計と保有水平耐力－ (〃)
- (21) 鋼構造設計規準－許容応力度設計法－ (〃)
- (22) 建築基礎構造設計指針 (〃)
- (23) 壁式構造関係設計規準集・同解説 (壁式鉄筋コンクリート造編) (〃)
- (24) 土木製図基準 (土木学会)
- (25) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 建築工事設計図書作成基準及び同解説 (公共建築協会)
- (26) 機械製図基準JISハンドブック5 (日本規格協会)
- (27) 電気記号JISハンドブック7 (〃)
- (28) 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課 建築工事標準詳細図
- (29) 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修 公共建築設備工事標準図 (電気設備工事編)
- (30) 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修 公共建築設備工事標準図 (機械設備工事編)
- (31) 国土交通省大臣官房技術調査室土木研究所監修 土木構造物設計ガイドライン (全日本建設技術協会)
- (32) 改訂 解説・河川管理施設等構造令 (日本河川協会)
- (33) 港湾の施設の技術上の基準・同解説 (日本港湾協会)
- (34) 揚排水ポンプ設備技術基準・同解説 (河川ポンプ施設技術協会)
- (35) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書 (建築工事編) (公共建築協会)
- (36) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編) (公共建築協会)
- (37) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書 (機械設備工事編) (公共建築協会)
- (38) 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修 建築構造設計基準 (公共建築協会)
- (39) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 官庁施設の総合耐震・耐津波計画基準及び同解説 (公共建築協会)
- (40) 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修 建築設備設計基準 (公共建築協会)
- (41) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築改修工事標準仕様書 (建築工事編) (公共建築協会)
- (42) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築改修工事標準仕様書 (電気設備工事編) (公共建築協会)
- (43) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築改修工事標準仕様書 (機械設備工事編) (公共建築協会)
- (44) ダム・堰施設技術基準 (案) (基準解説編・マニュアル編) (ダム・堰施設技術協会)
- (45) ダム・堰施設技術基準 (案) (基準解説編・設備計画マニュアル編) (ダム・堰施設技術協会)
- (46) 水門・樋門ゲート設計要領 (案) (ダム・堰施設技術協会)
- (47) 下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術マニュアル (日本下水道事業団)

特記仕様書

1. 特記仕様書の適用範囲

この仕様書は、「業務委託標準仕様書」の第1章1. 1及び1. 2に定める特記仕様書とし、この仕様書に記載されていない事項は前記標準仕様書による。

2. 業務の対象

- (1)名称 中央雨水滞水池開口部設置等設計業務委託
- (2)位置 福山市東川口町一丁目地内

3. 業務の内容

本業務は、中央雨水滞水池の上床版及び側壁への開口部設置（蓋を含む）について改築実施設計（詳細設計）を行うものである。中央雨水滞水池には3つ（NO. 1～NO. 3）の雨水滞水池があり、1つの雨水滞水池につき開口部を2か所とする。雨水滞水池内の清掃作業のため開口部を設置するものであり、開口部の大きさは吸引車による堆積物回収や雨水滞水池内で清掃作業する際に必要な機材の荷下ろし、ダクトホースを使用しての換気等が出来る大きさとする。また、雨水滞水池内の清掃作業を行う上で安全性を考慮した開口部とする。雨水滞水池内には可燃性ガス等が充満しており、それを踏まえた開口部設置の施工方法も検討する。

4. その他

(1)提出図書

本業務委託における提出図書については、「業務委託標準仕様書」に準ずるものとするが、電子成果品（CD-R等）については監督員と協議の上、枚数やファイル形式等の詳細を決定するものとする。

(2)電子納品

本業務委託は、電子納品対象外とする。

(3)その他

本特記仕様書及び設計図書に明示していない事項、又は本業務において疑義が生じた場合は、その都度速やかに監督員と協議を行い、指示を受けること。

総括情報表

頁0 -0001

変更回数 適用単価地区 単価適用日	0 70 福山市 00-08.07.01(0)		《凡例》 Co …コンクリート As …アスファルト DT …ダンプトラック BH …バックホウ CC …クローラクレーン TC …トラッククレーン RTC…ラフテレーンクレーン
諸経費体系	2 委託		
	当世代	前世代	
発注区分	41 建設コンサル		
建設技能労働者や交通誘導員等の現場労働者にかかる経費として、労務費のほか各種経費（法定福利費の事業者負担額，労務管理費，安全訓練等に要する費用等）が必要であり，本積算ではこれらを現場管理費等の一部として率計上している。			

設計業務費 内訳表

頁0 -0002

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
設計業務費					X3000
設計業務等標準歩掛					Y2C02 レベル1
	1	式			
共通					Y2C0201 レベル2
	1	式			
打合せ等					Y2C020101 レベル3
	1	式			
打合せ等					Y2C02010101レベル4
		式			
設計協議 中間打合せ 1回					V000000100 00
	1	式			単第0 -0001 表
その他					Y2C020102 レベル3
	1	式			
その他					Y2C02010201レベル4
		式			
現地調査					V3000 00
	1	回			単第0 -0002 表

設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
改築設計					Y2C0202 レベル2
	1	式			
改築実施設計					Y2C020201 レベル3
	1	式			
実施設計（詳細設計）					Y2C02020101レベル4
		式			
改築実施設計業務（詳細設計）					V1000 00
	1	式			単第0 -0003 表
※※直接人件費※※					
直接経費					Z0001
旅費交通費					YZZ0101 レベル2
	1	式			
旅費交通費					YZZ010101 レベル3
	1	式			
旅費交通費					YZZ01010101レベル4
		式			

設計業務費 内訳表

頁0 -0004

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
旅費交通費（設計）					S2Z0101X3 00
	1	式			単第0 -0010 表
電子成果品作成費					YZZ0102 レベル2
	1	式			
電子成果品作成費					YZZ010201 レベル3
	1	式			
電子成果品作成費					YZZ01020101レベル4
		式			
電子成果品作成費(設計) 概略設計，予備設計及び詳細設計	1	式			S2Z0102X3 00
					単第0 -0011 表
直接原価					
その他原価 計算情報…… 対象額……… 率……………					
間接原価					
業務原価					

設計業務費 内訳表

頁0 -0005

[illegible]

施工単価表

頁0 -0006

設計協議
中間打合せ 1回

V000000100

單第0 -0001 表

1

式 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0007

現地調査

V3000

單第0 -0002 表

1

回 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0008

改築実施設計業務（詳細設計）

V1000

單第0 -0003 表

1 式 当り

[illegible]

施工単価表

設計計画

V1001

單第0 -0004 表

頁0 -0009

式 当り

[illegible]

施工単価表

計算構造

V1002

單第0 -0005 表

頁0 -0010

式 当り

[illegible]

施工単価表

計算機能

V1003

單第0 -0006 表

頁0 -0011

1

式 当り

[illegible]

施工単価表

設計図作成

V1004

單第0 -0007 表

頁0 -0012

1

式 当り

[illegible]

施工単価表

数量計算

V1005

單第0 -0008 表

頁0 -0013

1

式 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0014

照查

V1006

單第0 -0009 表

1

式 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0015

旅費交通費（設計）

S2Z0101X3

單第0 -0010 表

1

式 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0016

電子成果品作成費(設計)
概略設計、予備設計及び詳細設計

S2Z0102X3

單第0 -0011 表

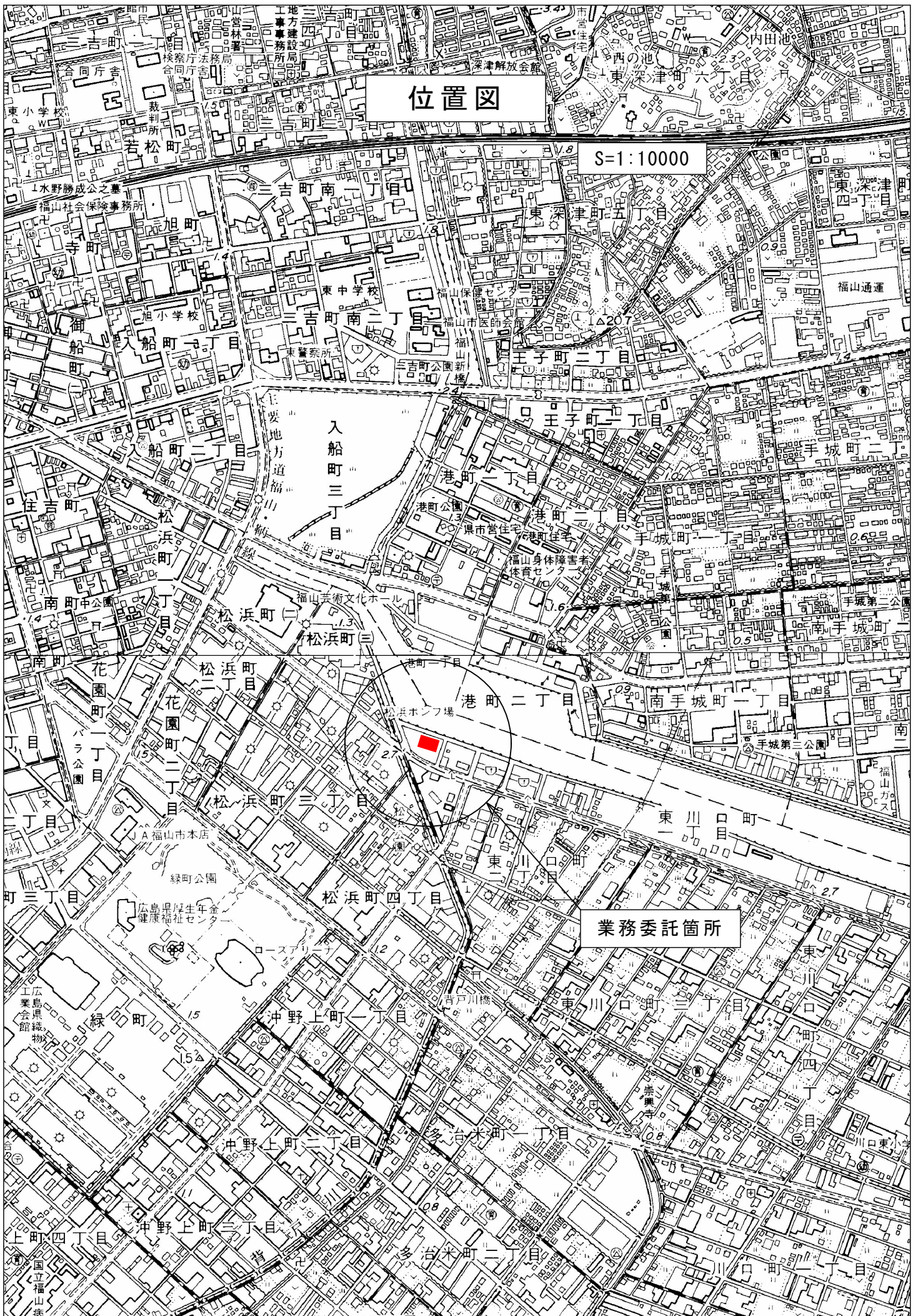
式 当り

[illegible]

位置図

S=1:10000

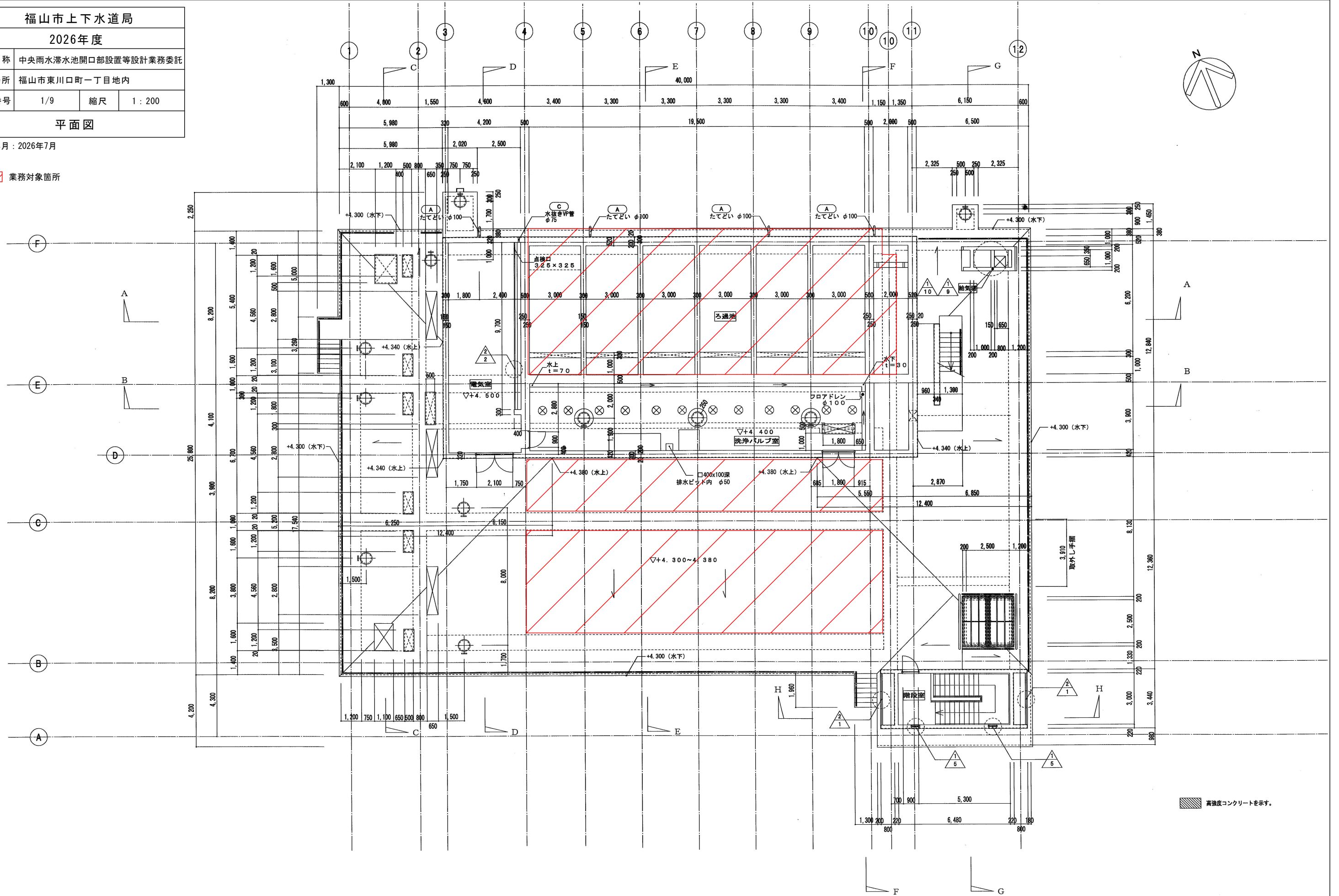
業務委託箇所



福山市上下水道局			
2026年度			
業務名称	中央雨水滞水池開口部設置等設計業務委託		
業務場所	福山市東川口町一丁目地内		
図面番号	1/9	縮尺	1 : 200
平面図			

設計年月 : 2026年7月

 業務対象箇所



福山市上下水道局

2026年度

業務名称

中央雨水滞水池開口部設置等設計業務委託

業務場所

福山市東川口町一丁目地内

図面番号

3/9

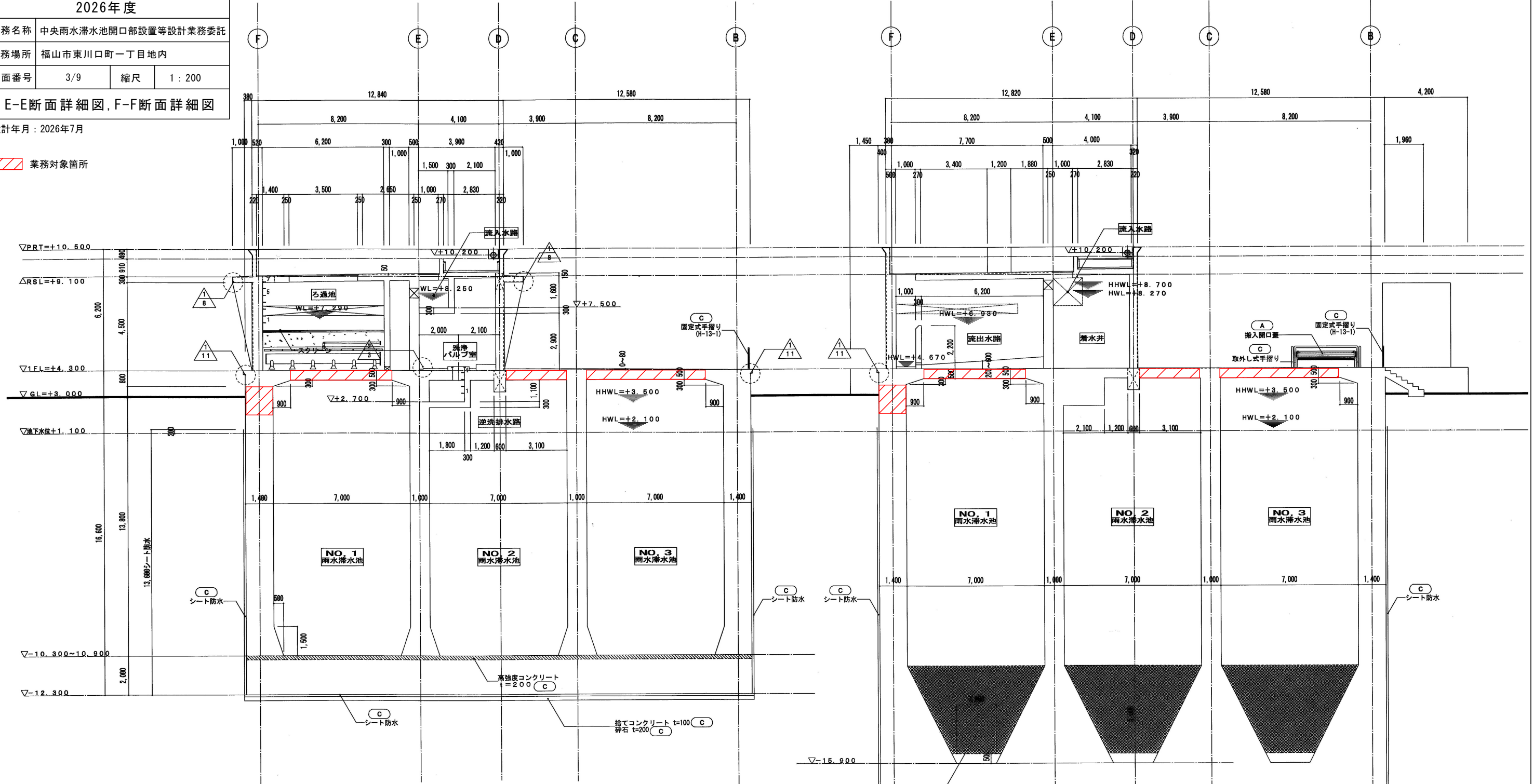
縮尺

1 : 200

E-E断面詳細図, F-F断面詳細図

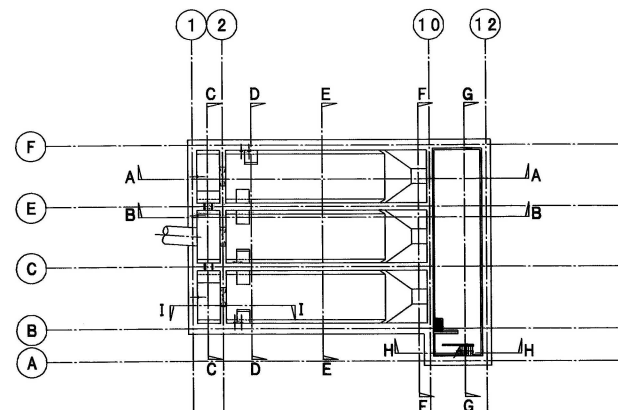
設計年月 : 2026年7月

業務対象箇所



E-E断面詳細図

F-F断面詳細図

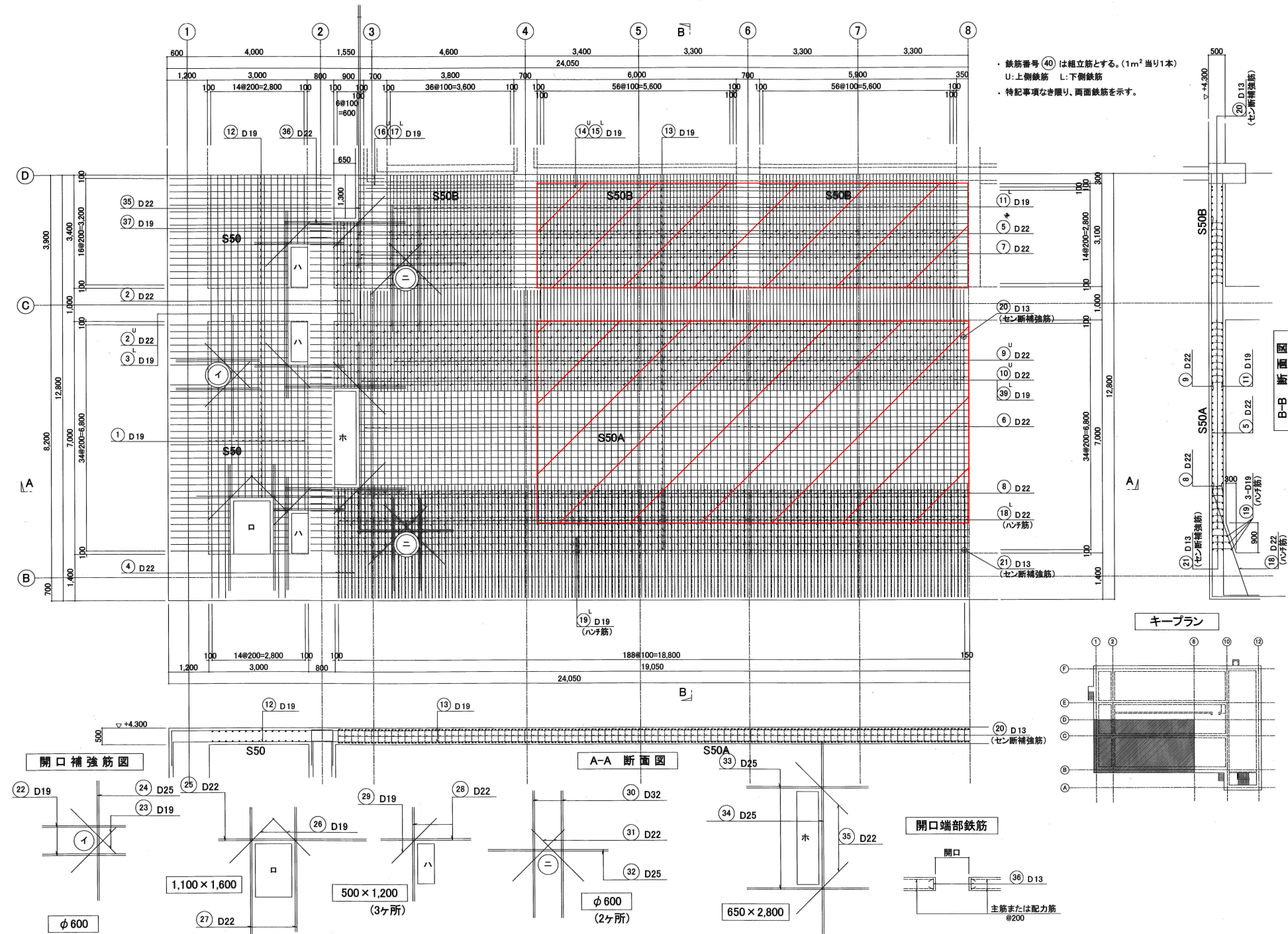


防食塗装範囲を示す。
高強度コンクリートを示す。

福山市上下水道局			
2026年度			
業務名称	中央雨水滞水池開口部設置等設計業務委託		
業務場所	福山市東川口町一丁目地内		
図面番号	4/9	縮尺	1 : 150
上床版配筋図 (1)			

設計年月 : 2026年7月

 業務対象箇所

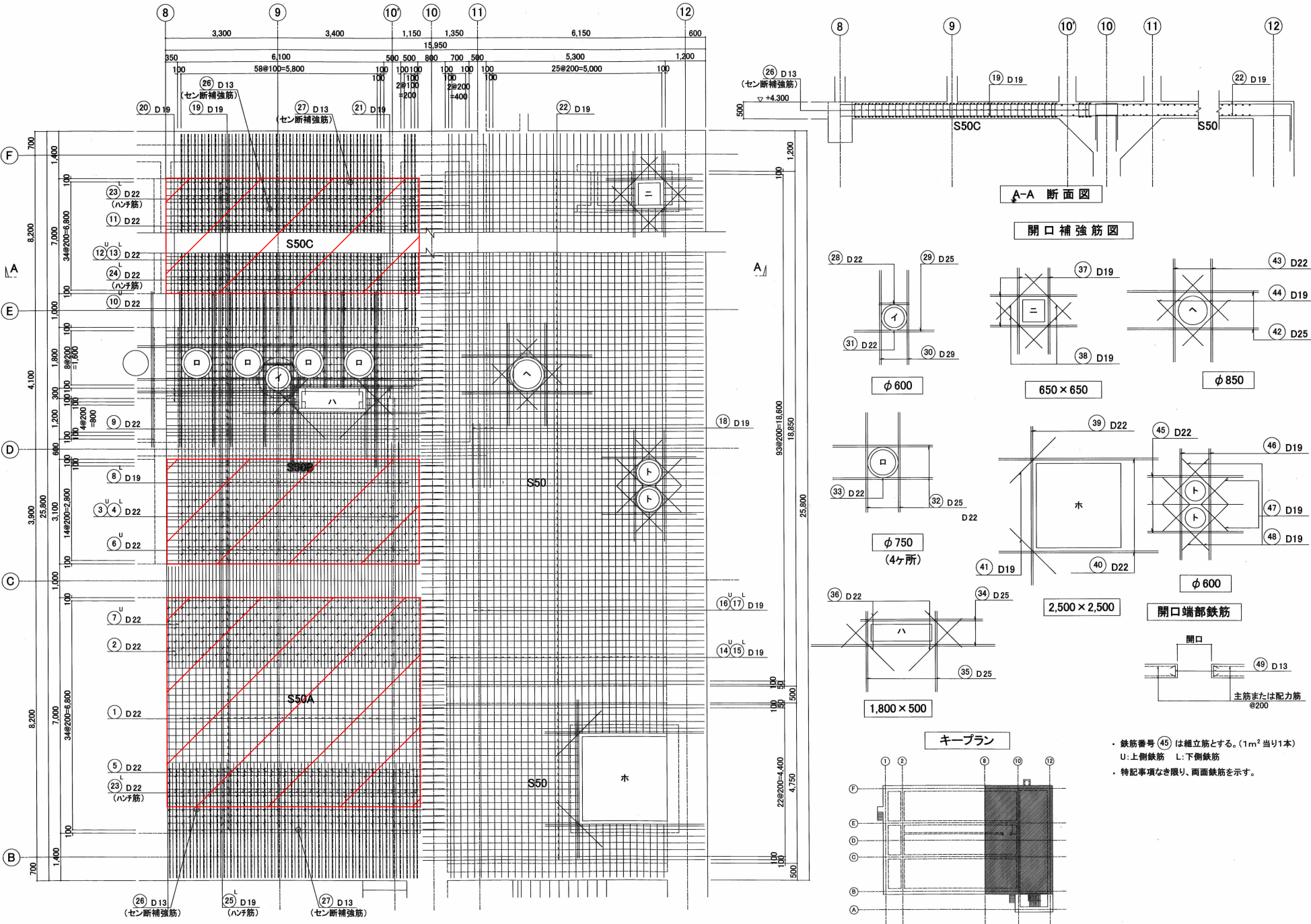


上床版配筋図 (1)

福山市上下水道局			
2026年度			
業務名称	中央雨水滞水池開口部設置等設計業務委託		
業務場所	福山市東川口町一丁目地内		
図面番号	5/9	縮尺	1 : 150
上床版配筋図 (2)			

設計年月 : 2026年7月

 業務対象箇所

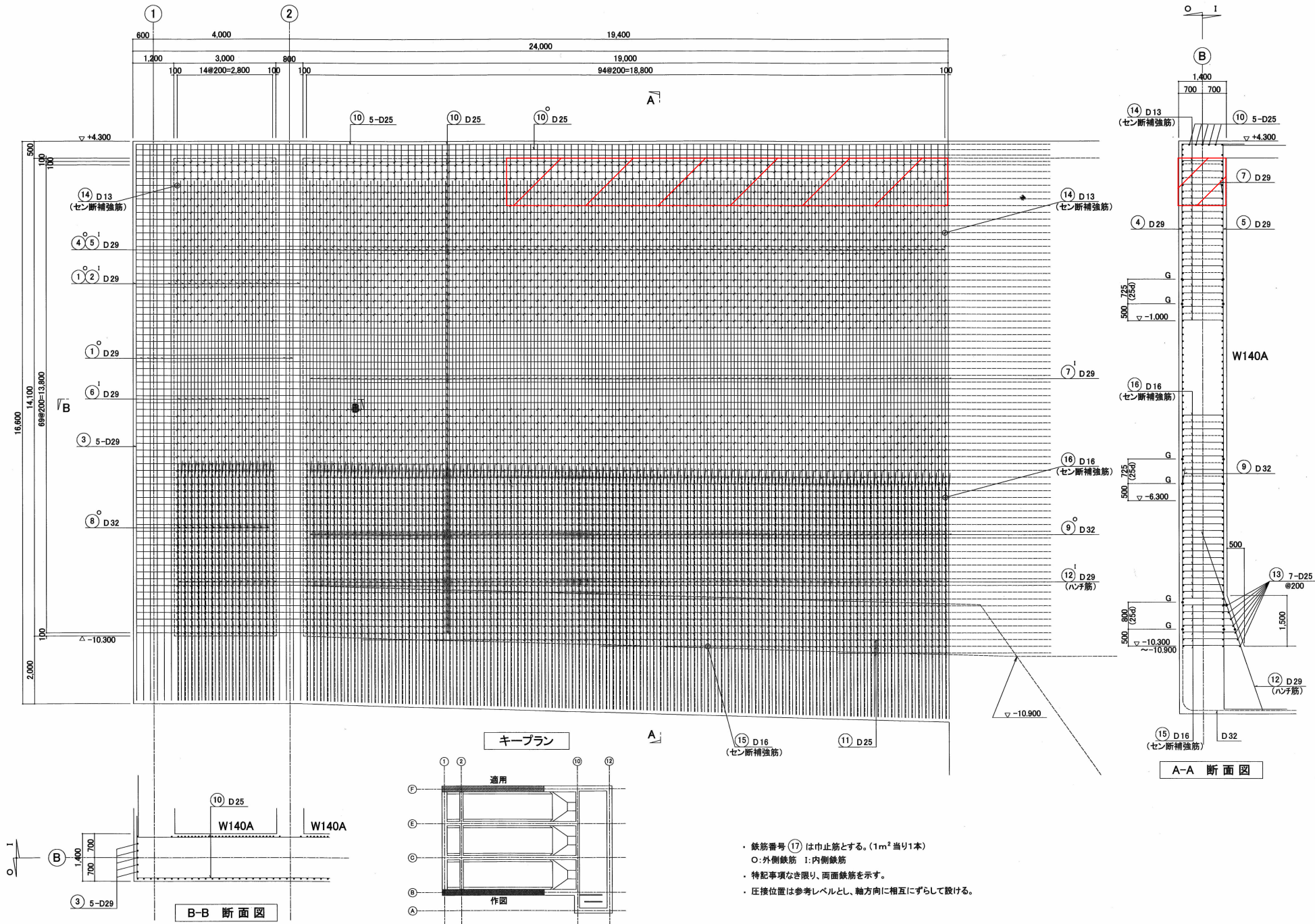


上床版配筋図 (2)

福山市上下水道局			
2026年度			
業務名称	中央雨水滞水池開口部設置等設計業務委託		
業務場所	福山市東川口町一丁目地内		
図面番号	7/9	縮尺	1 : 150
F通り壁配筋図 (1)			

設計年月 : 2026年7月

 業務対象箇所

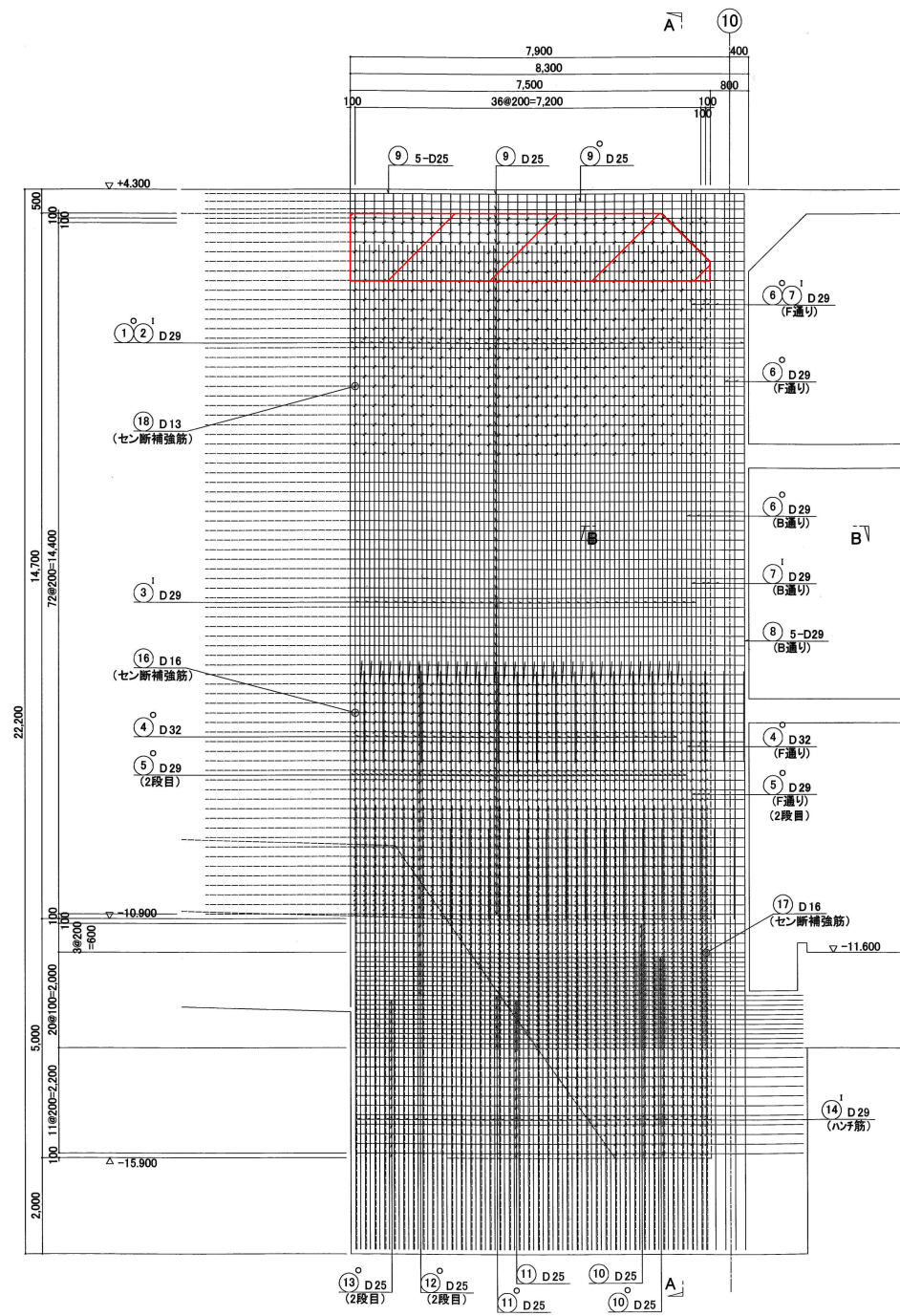


F通り壁配筋図

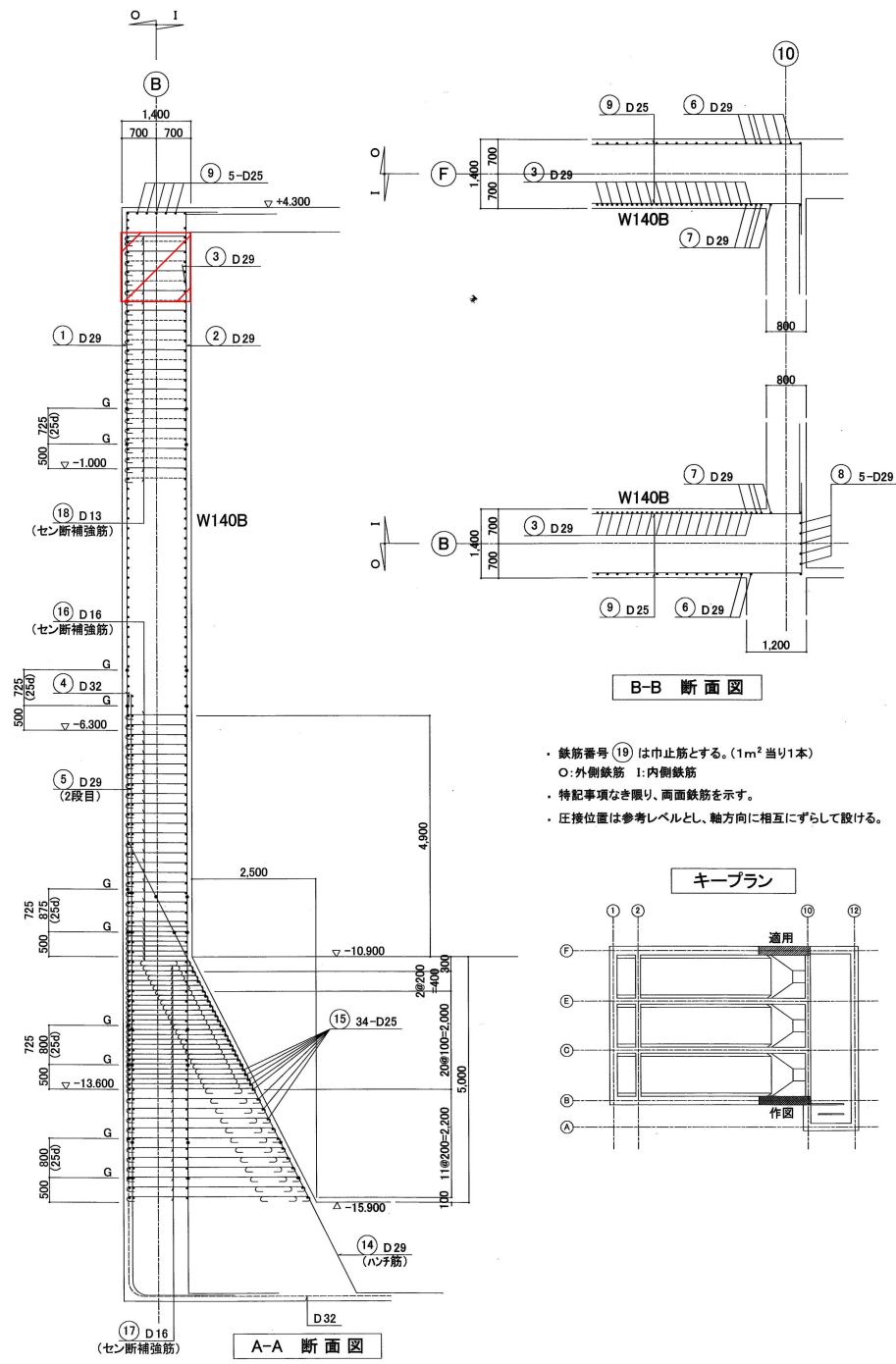
福山市上下水道局			
2026年度			
業務名称	中央雨水滞水池開口部設置等設計業務委託		
業務場所	福山市東川口町一丁目地内		
図面番号	8/9	縮尺	1 : 150
F通り壁配筋図 (2)			

設計年月 : 2026年7月

 業務対象箇所



F通り壁配筋図



- ・ 鉄筋番号 ⑮ は巾止筋とする。(1m² 当り1本)
- : 外側鉄筋 I: 内側鉄筋
- ・ 特記事項なき限り、両面鉄筋を示す。
- ・ 圧接位置は参考レベルとし、軸方向に相互にずらして設ける。

キープラン

